

大雪災害を想定した道路啓開訓練

～「放置車両等の移動の実働訓練」～

国土交通省香川河川国道事務所は、大雪災害を想定し災害対策基本法に基づく道路管理者が行う放置車両等の移動について、実施手順及び機材の使用方法を習得することを目的とした『**放置車両等の移動訓練**』を以下のとおり実施いたします。

放置車両等の移動訓練 【別紙一1】 【別紙一2】	
実施日時	令和4年12月6日(火) 11:00～12:00 【雨天決行】
実施場所	国営讃岐まんのう公園（中央駐車場及び園内道路） 【香川県仲多度郡まんのう町吉野】
参加機関	香川河川国道事務所 琴平警察署・三豊警察署 (一社)日本自動車連盟(JAF) 道路維持工事受注者

【当日の取材について】

国営讃岐まんのう公園の休園日を利用して実施するため、**当日の取材を希望する場合は、事前に下記問い合わせ先まで連絡をお願いします。**

※大雪時に大規模な立ち往生車両の発生を防止するために、高速道路と並行する国道について、計画的に同時通行止めを行う可能性があります。【参考一1】

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」に該当します。広域地方計画の詳細な内容については、四国地方整備局のHPをご覧ください。（<http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/kokudokeikaku/index.html>）

国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所

TEL 087-821-1629（道路管理第一課直通）

◎：主な問い合わせ先

副所長（道路）

黒口

貴弘

内線205

ホームページ

◎道路管理第一課長

古賀

庸展

内線431



放置車両等の移動訓練概要 【別紙-1】

〈目的〉 災害対策基本法に基づく道路管理者が行う放置車両等の移動について、実働訓練の実施により、実施手順及び機材の使用方法を習得することを目的とする。

〈実施日時〉 令和4年12月6日(火) 11:00~12:00

〈実施場所〉 国営讃岐まんのう公園(中央駐車場及び園内道路)
香川県仲多度郡まんのう町吉野

〈主 催〉 国土交通省香川河川国道事務所

〈参加機関〉 琴平警察署、三豊警察署
一般社団法人 日本自動車連盟(JAF)
道路維持工事受注者

訓練会場位置図 ※



国営讃岐まんのう公園ホームページより

放置車両等の移動訓練概要 【別紙-1】

〈訓練内容〉

1) 災害対策基本法【参考】に基づく車両移動の手順確認

2) 放置車両等の移動訓練

〈ケース1〉 モーターグレーダーによるスタック車両の移動

対象車両：トラック(スタック、運転手あり)

使用機材：モーターグレーダー

実施手順：①運転手への移動命令②牽引実施の判断・記録
③車両移動(牽引)④移動後の記録

大雪災害を想定した実働訓練 ケース1

資料写真より



〈ケース2〉 JAFのレッカー車による放置車両の移動

対象車両：普通車(車内進入可)

使用機材：ワイヤーロープ、クレーン

実施手順：①放置車両の判断・記録②ワイヤーの設置
③車両移動(吊り込み)④移動後の記録

ケース2



移動通知書掲示

〈ケース3〉 簡易車両移動器具による放置車両の移動

対象車両：普通車(車内進入不可)

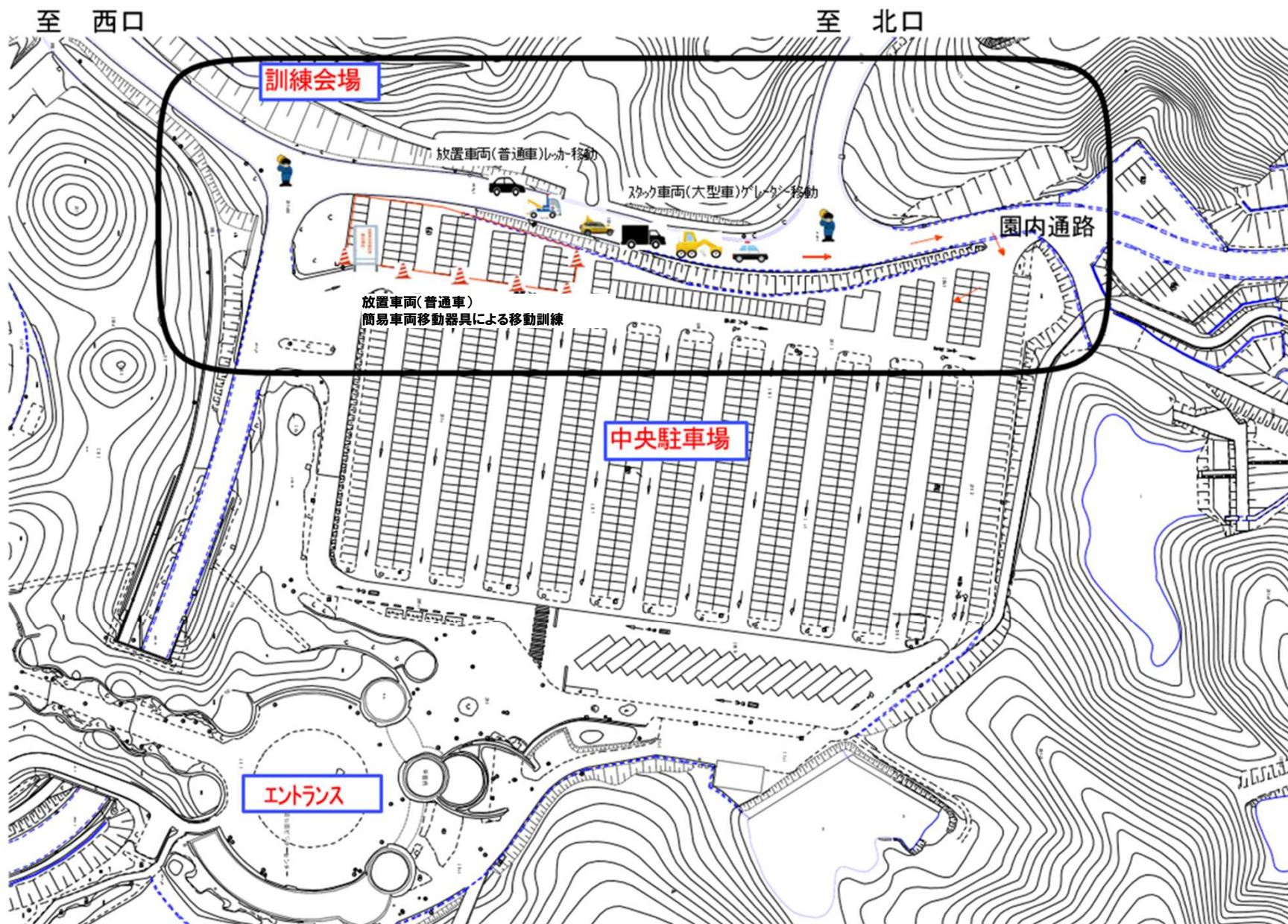
使用機材：簡易車両移動器具(ゴージャッキ)

実施手順：①放置車両の判断・記録②簡易車両移動器具の設置
③車両移動(人力)④移動後の記録

ケース3



訓練場所 【別紙一2】



注) 香川河川国道事務所所有の公園管理システムの地形図より抜粋

高速道路と国道が同時通行止めとなる可能性があります。【参考-1】

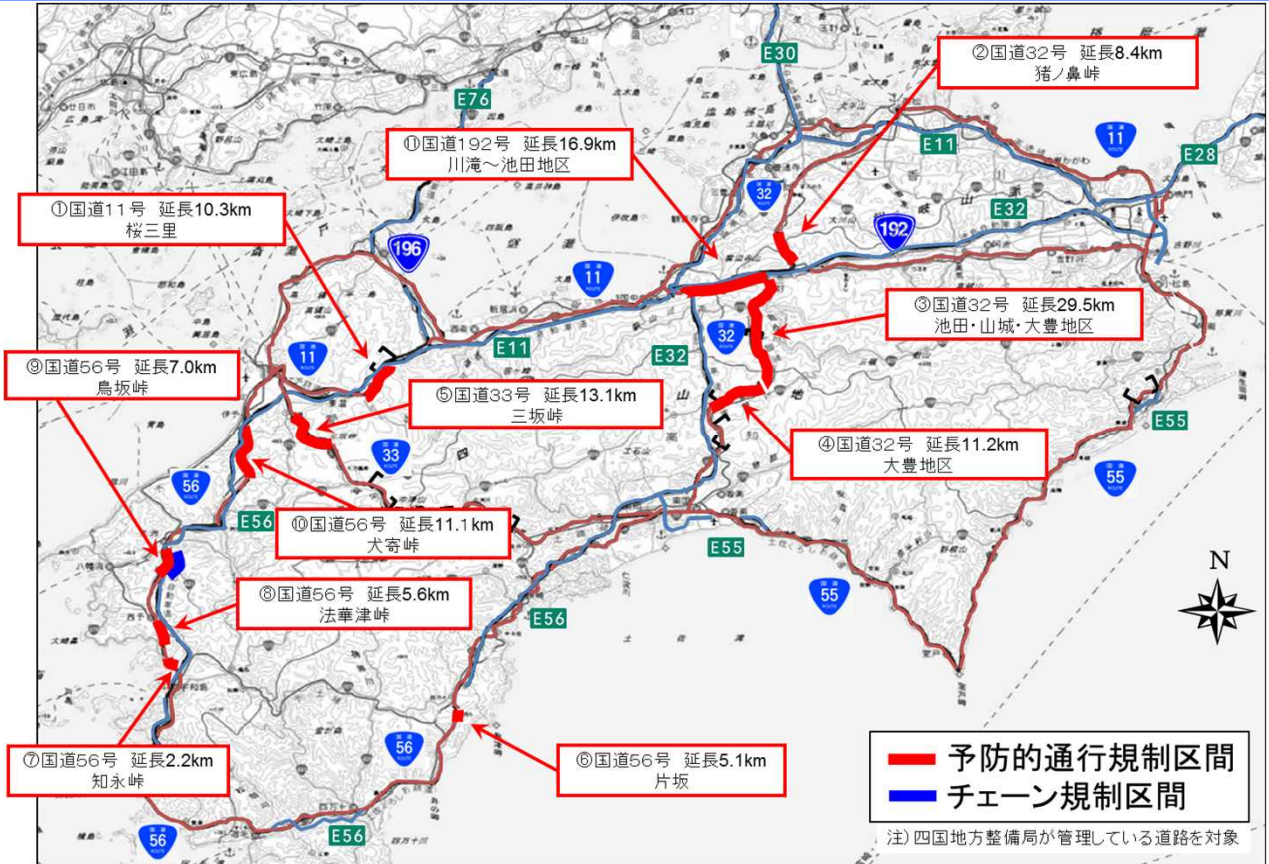
- 大雪時に大規模な立ち往生車両の発生を防止するために、高速道路と平行する国道について、**計画的に同時通行止めを行う可能性があります。**
- 大雪時は外出をお控えいただき、やむを得ず車で移動する際は、**冬用タイヤの装着やチェーンの携行**をしていただくとともに、**最新の道路・気象情報のご確認**をお願いします。

予防的通行規制区間とは

国が管理する道路において、大雪時に急な上り坂で大型車が立ち往生しやすい場所等を選定し、集中的・効率的に優先して除雪を行う区間をいいます。

チェーン規制区間とは

大雪特別警報等が発表され、冬用タイヤでの走行が困難な路面状況になった場合に、従来であれば通行止めとなる状況において、タイヤチェーン装着車の走行を可能とする区間をいいます。



● 災害対策基本法の一部を改正する法律

公布・施行日：平成26年11月21日

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・ 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・ 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
（その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備）

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



（首都直下地震における八方向作戦の例）

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策
（例：ホイールローダーによる移動）

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・ 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・ 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
（都道府県知事は、市町村に対し指示が可能）

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応